



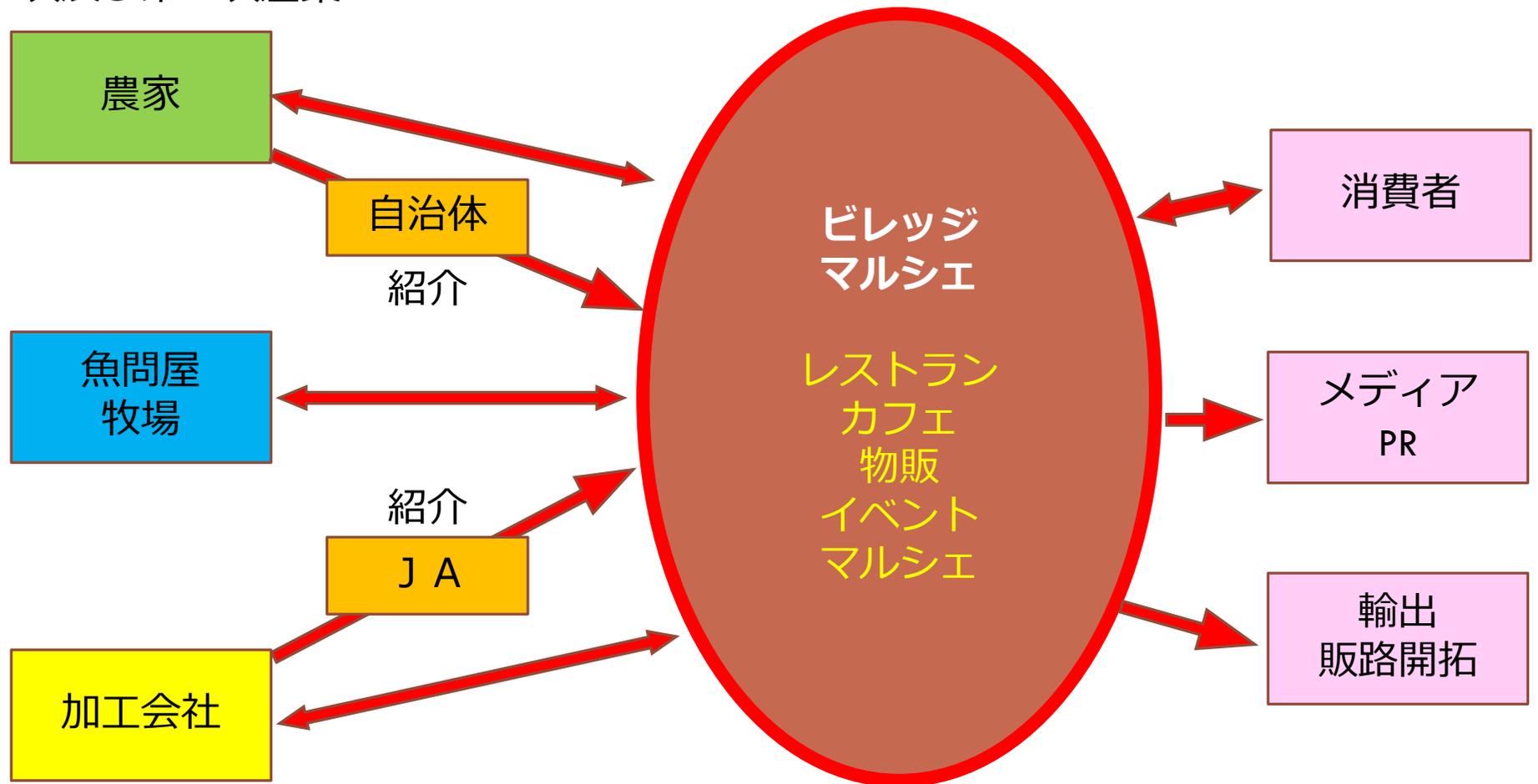
ビレッジマルシェ パートナーのご提案

株式会社ウィルプランニング

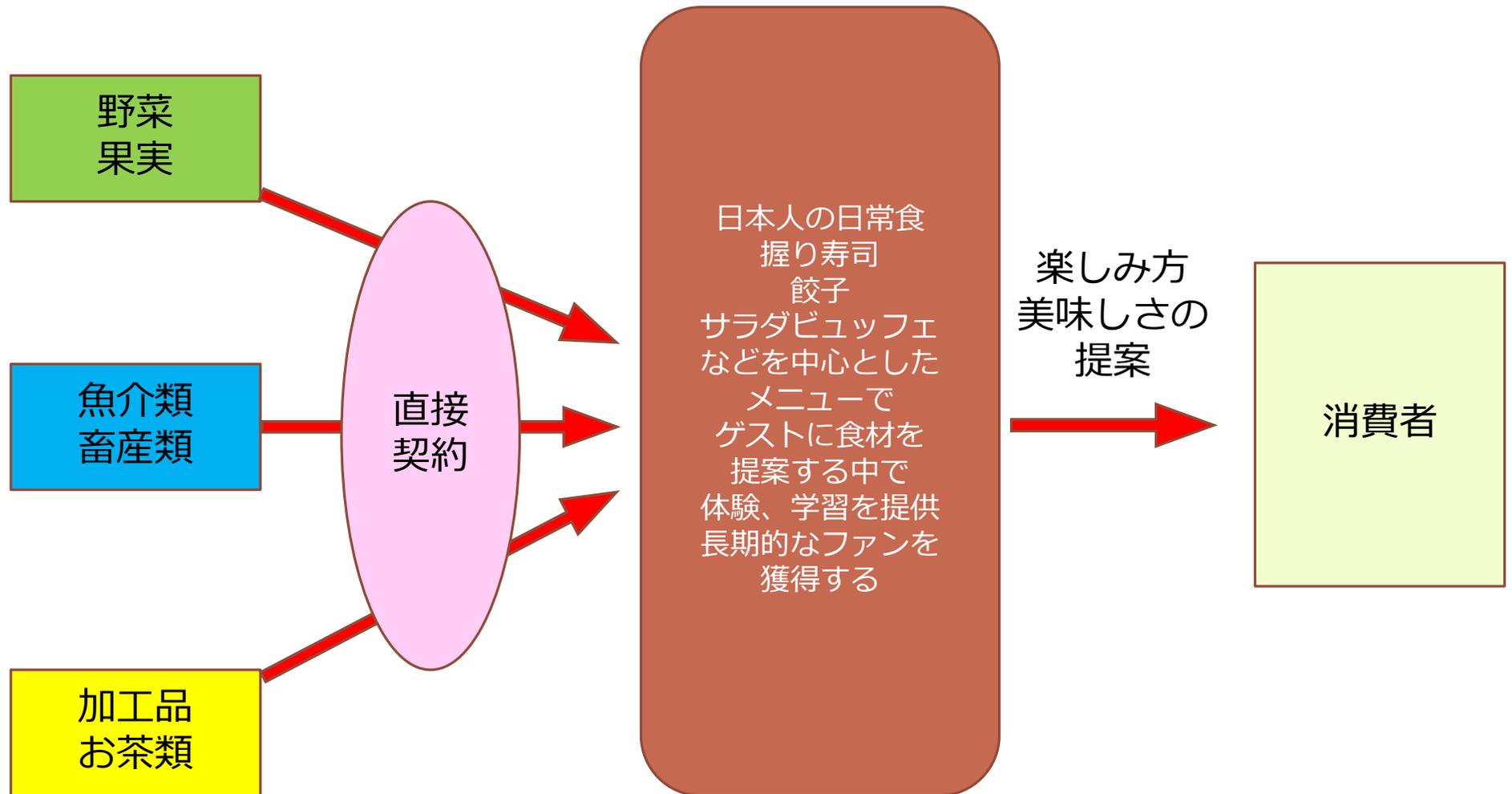
基本コンセプト

日本各地の食を世界に発信するハブ的役割

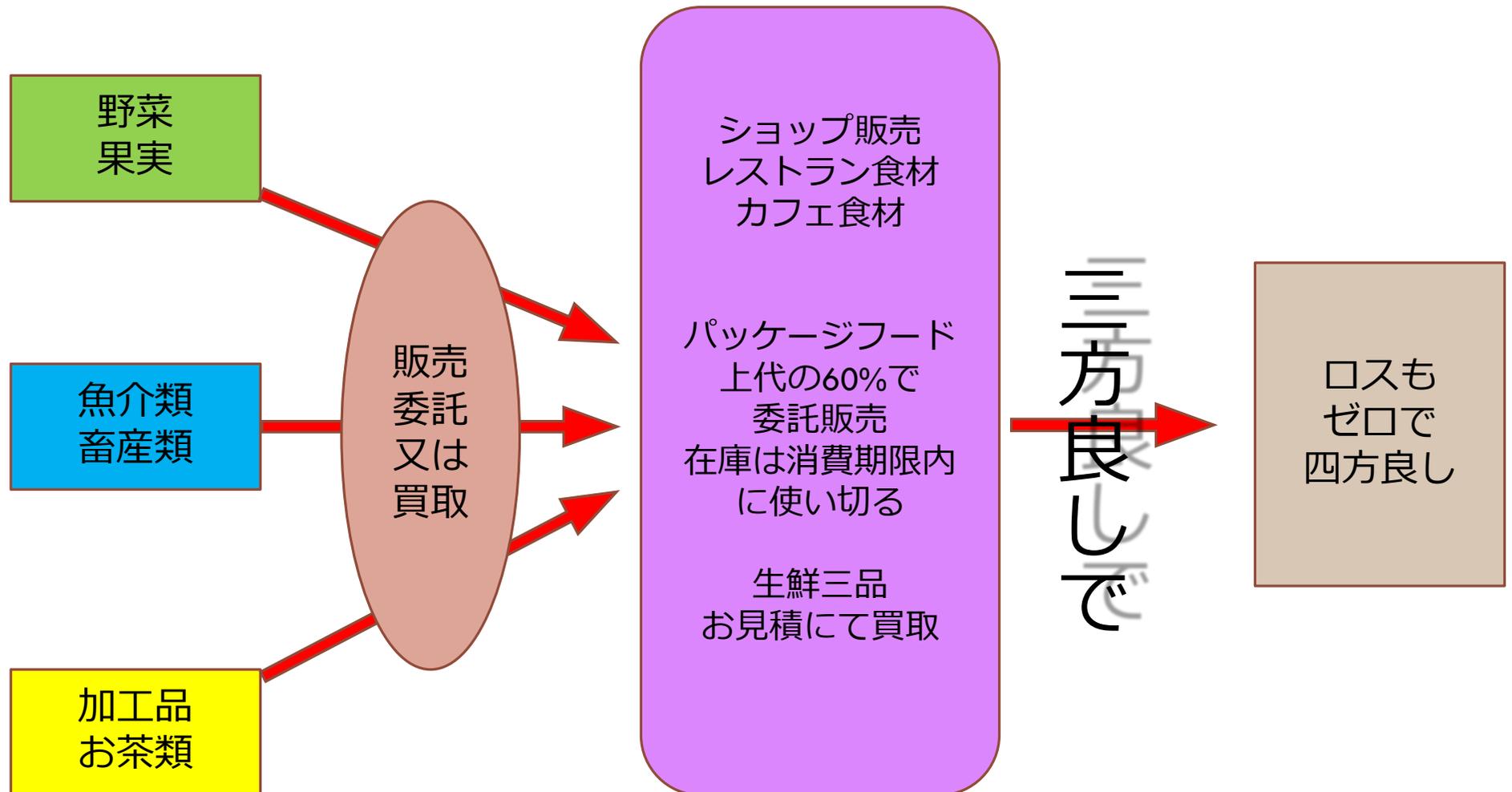
第一次及び第二次産業



メニューコンセプト 日常食に特化して食卓文化に提案



販売コンセプト 双方にとって無理のない委託 & 全量買取



ヴィレツジマルシェパートナー契約

ヴィレツジマルシェでは、マルシェとカフェ・レストランで販売、宣伝、販促を共に行っていくパートナーを募集しています

メリット：国内外の個人顧客に販売と同時にPRができる

パッケージフードの全量買取なので返品リスクがない

イベントを安価に開催が可能

デメリット：無いと感じておりますが、各パートナーの事情によります

■青果、鮮魚、食肉加工品やその他全てのパッケージ商品

上代の60%で完全委託販売、在庫が消費期限を過ぎる場合は、直前に全量買取します

■青果、鮮魚関連、食肉関連

上代の設定ができない商品は、お見積りにて全量買取

店舗営業内容 10月1日グランドオープン

住所：東京都文京区目白台3-28-6

営業時間：10:00～22:00（LO21:30）

定休日：1月1日～3日

席数：カフェ16席、テラス未定、レストラン40席

テイクアウト：可

デリバリー：外部発注、寮内のみ自店

ケータリング：寮内のみ可

イベント：随時企画、開催

決済方法：現金、クレジットカード、交通系IC、ID、nanaco、waon、各種QR決済、アリペイ、銀聯カード

VILLAGE MARCHEパートナーシップに関する覚書【参考】

- 1、甲：株式会社〇〇〇〇（以下甲と称す）と乙：VILLAGE MARCHE 株式会社ウィルプランニング（以下乙と称す）は、2019年〇月〇日より1年間のパートナーシップに関する覚書を作成する。2年目以降のパートナーシップは1年ごとの自動更新となるが、双方の申し出により協議を行い、パートナーシップを解除することもできる
- 2、乙は、商品は販売価格の60%にて、販売を受託する。販売価格は甲または甲乙協議の上決定する。乙は受託した商品を責任をもって販売に努力する。設定されている消費期限までの期間が1ヶ月を切った場合、商品はその時点で、乙が全量を買取ることとする。原則として値引き販売はおこなわない
- 3、乙は商品の支払を、月末締め、翌月末銀行振込にて、甲の指定する銀行口座へ振込むこととし、振込手数料は乙が負担することとする
- 4、商品の送料は、甲の負担とし、商品金額に含めることとする
- 5、甲は乙に対して事前に協議することにより、乙の施設において、販売促進及び広告宣伝活動を行うことができる
- 6、上記の他に、甲にとっての様々な利益が向上するために甲乙協議の上、乙は誠意をもって協力することとする
- 7、上記内容の証として、この覚書を1通作成し、甲が原本、乙がデータで保管する

2019年〇月〇日

甲：株式会社〇〇〇〇
100-0000 東京都文京区目白台3-28-6
代表取締役 〇〇 〇〇

乙：株式会社ウィルプランニング
107-0052 東京都港区赤坂7-5-34
インペリアル赤坂フォーラム
代表取締役 横川 毅